

平成26年 藤枝市議会11月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年12月18日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第81号議案「平成26年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

はじめに歳出関係で、「3款3項1目児童福祉総務費について、今回認可となる保育所は株式会社による運営だが、運営費の適切な使途についての制限や監査等、どのように取り組むのか、伺う。」という質疑があり、これに対して、「子ども・子育て支援法の中で、保育所の監査や指導を市で行えるようになった。また新条例の中で、保育所事業と他事業とは会計を別にしなければならない、と規定しており、保育所運営の明確な収支決算も示されたうえで、監査も行われる。運営基準や施設基準などと合わせて、是正すべき事項があれば、市が指導・助言を行う。」という答弁がありました。次に、「3款3項2目児童措置費中、障害児支援給付費として、放課後等デイサービス給付費が増額となっている理由を伺う。」という質疑があり、これに対して、「利用者の、月の平均利用日数が、10.8日から12.5日に増えたことで、年間利用日数が当初の見込みである13,756日から20,734日に伸びたことによる。これにより、不足が見込まれる7千万円を増額補正する。」という答弁がありました。

以上のような審議を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「分娩料等の改定に伴う影響額について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成25年度の実績ベースで試算すると、分娩料等による収入が約550万円減額となるが、掛け金分の収入は全額、補償機関である日本医療機能評価機構に支出されるので、最終的に当院の収支への影響はない。」という答弁がありました。

その他、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第96号議案「志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について」、申し上げます。

はじめに、「指定期間が3年であるが、ここ3年間での患者数の変化について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成23年度から24年度にかけては4%の減、平成24年度から25年度にかけては7%の減であり、平成26年度は、前年度と比べほぼ同様の患者数で推移している。」という答弁がありました。

次に、「新しく開設される市立総合病院の救急センターとの役割の違いについて伺う。」という質疑があり、これに対して「志太・榛原地域救急医療センターは、一次救急、いわゆる軽症患者の、夜間の時間外の受け入れを行う。市立総合病院の救急センターは、二次救急で、入院などを必要とする重症患者を受け入れるもので、役割がそれぞれ異なる。」という答弁がありました。

次に「今回の指定管理で、診療時間等の変更はないか、伺う。」という質疑があり、これに対して、「これまでどおりの診療時間で、変更はない。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第100号議案「駿遠学園管理組合規約の変更について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。